



【公印省略】

1学保第1266号
令和2年2月28日

一般社団法人 小郡三井医師会会長 様

久留米市教育委員会
教育部長 井上 謙介
(学校保健課)

新型コロナウイルスへの久留米市立学校の対応について

1 背景

全国的な新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、令和2年2月27日に、小・中・特別支援・高等学校の臨時休校を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。

文部科学省の通知（令和2年2月28日元文科初第1585号）では、「今回の臨時休校は、学校保健安全法第20条に基づくものであること」「臨時休校の期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者において判断することを妨げるものではないこと」と明記されています。

2 久留米市の対応

上記1を踏まえ、久留米市立学校（小46校・中17校・高等学校2校）においては、次のとおり対応します。

- 令和2年3月9日から3月24日までの間、学校保健安全法第20条に基づき、休校とします。ただし、市内で感染者が出た場合は、この限りではありません。
- 令和2年3月25日より4月5日までは、春休みと週休日になるため、登校は、1学期の始業式（4月6日）になります。
- 卒業式は、出席者を最小限とし、内容の簡素化、時間の短縮（30分程度）のうえ、実施する予定です。

3 今後の対応

久留米市教育委員会としましては、児童生徒に対し、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための対応であることを指導し、不要不急の外出を控えるよう周知していきます。

小郡三井医師会より

学校保健担当理事 田中泰之
会長 島田昇二郎